

# 定 款

( 平 成 19 年 )

那霸電気工事業協同組合

# 定 款

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第 1 条 本組合は組合員が協同して、組合員のために必要な共同事業を行ない、もって組合員の実質的な経済活動を促進し、かつ経済的地位向上を図ることを目的とする。

### (事 業)

第 2 条 本組合は組合員のために次の事業を行なう。

- (1) 組合員の事業遂行に必要な取扱品の共同購買
- (2) 組合員の取扱品の共同保管
- (3) 組合員と第 4 条における電力会社との間の電気工事に関する諸手続の代理業務
- (4) 組合員の事業に関する協定
- (5) 組合員のためにする電気工事の共同受注
- (6) 組合員に対する事業資金の貸付（手形の割引を含む）および組合員のためにするその借入れ
- (7) 商工組合中央金庫、沖縄振興開発金融公庫、銀行に対する組合員の債務の保証またはこれらの金融機関の委任をうけてする組合員に対するその債権の取立
- (8) 組合員の経済的地位向上のためにする団体協約の締結
- (9) 組合員の事業に関する経営および技術の改善向上または組合事業に関する知識の普及をはかるための教育及び情報の提供
- (10) 組合員の労働及び雇用福祉並びに福利厚生に関する事業
- (11) 前各号の事業に付帯する事業

### (名 称)

第 3 条 本組合は那覇電気工事業協同組合と称する。

### (地 区)

第 4 条 本組合の地区は沖縄電力株那覇支店の供給地区（那覇市、糸満市、与那原町、南風原町、豊見城市、西原町、中城村、南城市（大里、玉城、知念、佐敷）、八重瀬町（東風平、具志頭）を区域とする。

### (事務所の所在地)

第 5 条 本組合の事務所の所在地は那覇市に置く

(公告方法)

第 6 条 本組合の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、沖縄県において発行する沖縄タイムス、琉球新報の両紙に掲載する方法とする。

(通知又は催告)

第 7 条 本組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその組合員の住所にその組合員が別に通知又は催告を受ける場所を本組合に通知したときは、その場所あてこれをする。

2 前項の通知又は催告は、通常到着すべきであったときに到着したものとみなす。

(規約)

第 8 条 この定款で定めるもののほか必要な事項は規約で定める。

2 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。

3 前項の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る）に伴う規定の整理及び変更については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、文書又は電磁的方法により通知するとともに、第 6 条の規定に基づき公告するものとする。

## 第 2 章 組 合 員

(組合員の資格)

第 9 条 本組合員の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える中小規模の事業者とする。

(1) 本組合の地区内に電気工事業法に基づく電気工事（電気工事を含む）業を行なう業者であること。

(2) 組合の地区内に事業所を有すること。

2 本組合に加入申込みがあったときは理事会において諾否を決する。

(加入)

第 10 条 本組合員となろうとするものは、氏名、又は名称及び引受けようとする出資口数を記載した加入申込書を組合に提出しなければならない。

2 本組合は前項の申込書を受けとった場合においてその加入を承諾しようとするときは、書面をもって、その旨を加入申込をしたものに通知し出資の払込をさせるとともに組合員名簿に記載するものとする。

3 加入申込をしたものは、前項の規定による出資の払込をすることによって組合員となる。

4 前項の規定による加入者からは、加入金を徴収することができる。

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第11条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 氏名又は名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名並びに資本の額及び常時使用する従業員の数）及び住所又は居所
  - (2) 加入の年月日
  - (3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日
- 2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 3 組合員及び組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。
- 4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。
- (1) 氏名及び名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき。
  - (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
  - (3) 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えたとき。

(譲 渡)

第 12 条 組合員は、本組合の承諾を得なければその持分を譲り渡すことができない。

- 2 組合員でないものが持分を譲り受けようとするときは、第10条の規定を準用する。ただし、同条第2項の出資の払込をさせない。

(相 続 加 入)

第 13 条 組合員の相続人でその組合員の死亡により、持分の払戻請求権の全部を取得したものが直ちに本組合に加入の申込をし組合がこれを承諾したときはその相続人は被相続人の持分を取得したものとみなす。

(持分譲渡の停止期間)

第 14 条 本組合は前条の加入の場合を除き、総会の日より3週間前から総会の終了するまでの間は加入の承諾及び持分譲渡の承認をしないものとする。

(脱 退)

第 15 条 組合員は90日前までにその旨を書面をもって本組合に予告し当該事業年度の終了において脱退することができる。

- 2 組合員は、次の事由に因って脱退する。
  - (1) 組合員たる資格の喪失
  - (2) 死亡又は解散
  - (3) 除 名

(除 名)

第 16 条 組合員が次の各号の一に該当する時は、総会の議決を経てこれを除名することができる。この場合には、総会の会日から10日前までにその組合員

に対してその旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本組合の事業を引続き3ヶ月以上利用又は協力しないとき。
  - (2) 本組合の事業の利用につき不正の行為のあったとき。
  - (3) 本組合の事業を妨げようとする行為のあったとき。
  - (4) 法令、法規に基づいてする県知事の処分又は本組合の定款、規約諸規定に違反し、その他故意又は重大な過失により本組合の信用を失わせるような行為をしたとき。
  - (5) 賦課金の払込その他、組合に支払わなければならない金銭の支払を怠り、催告を受けた後1ヶ月以内にその義務を履行しないとき。
- 2 除名を決議したときは、その理由を明らかにした書面をもってこれをその組合員に通知しなければならない。

#### (持分の取扱)

第17条 組合員が脱退したときは、その持分の金額又は一部の払戻を請求することができる。ただし、本組合の債務を完済するに足りないときは脱退する組合員は出資口数に応じ損失額を払込しなければならない。

- 2 除名によって脱退した場合には半額とする。

#### (出資口数の減少)

第18条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、その出資口数を減少すべきことを請求することができる。この場合において当該出資口数に係る持分は事業年度の終りにおいて払い戻すものとする。

- (1) 事業を休止したとき。
  - (2) 事業の全部又は一部を停止したとき。
  - (3) その他やむを得ない理由があるとき。
- 2 前項の請求があったときは、理事会においてその諾否を決する。
- 3 出資口数の減少については前条を準用する。

### 第3章 出資、経費分担及び積立金

#### (出資一口の金額)

第19条 出資一口の金額は参万円とする。

#### (出資の払込)

第20条 出資金は全額一時に払込とする。

#### (経費の賦課)

第21条 本組合は第2条第5号、第7号、第8号、第9号の事業の費用に充てるために組合員に経費を賦課することができる。

- 2 組合員は前項の経費の支払について相殺をもって、本組合に対抗することができない。
- 3 第1項賦課金、賦課の方法、時期及び徴収方法は総会でこれを定める。

(過 怠 金)

第 22 条 本組合は次の各号の一に該当する、組合員に対し、総会の決議により過怠金を課することができる。この場合は、組合はその総会の10日前までにその組合員に対してその旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 第2条第5号の規定による協定に違反し、又は同条第7号に規定する団体協約に違反した組合員。
- (2) 第16条第2号、第3号に掲げる行為のあった組合員。

(延 滞 金)

第 23 条 本組合は、組合員が手数料、過怠金及び賦課金の払込を怠ったときはその払込べき金額に対し、期限の到来した日の翌日から払込完了の日まで日歩3銭の割合で延滞金を徴収することができる。

(法 廷 準 備 金)

第 24 条 本組合は出資総額と同額に達するまで毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する金額以上の金額を準備金として積立てるものとする。ただし、この場合において繰り越し欠損があるときは積立てるべき準備金の計算は当該事業年度の剰余金からその欠損のてん補に充てるべき金額を控除した残額についてこれを行うものとする。

(持 分)

第 25 条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

- 2 持分の算定に当たって、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(使用料または手数料)

第 26 条 本組合は、その行なう事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

## 第 4 章 役 職 員

### (役員 の 定 数)

第 27 条 役員 の 定 数 は、次 の 通 り と す る。

- (1) 理 事 15 人 以 上 20 人 以 内
- (2) 監 事 1 人 又 は 2 人

### (役員 の 任 期)

第 28 条 役員 の 任 期 は 次 の 通 り と す る。

- (1) 理 事 2 年 又 は 任 期 中 の 第 2 回 目 の 通 常 総 会 の 終 結 時 ま だ の い ず れ か 短 い 期 間 。 た だ し、就 任 後 第 2 回 目 の 通 常 総 会 が 2 年 を 過 ぎ て 開 催 さ れ る 場 合 に は そ の 総 会 の 終 結 時 まで 任 期 を 伸 長 す る。
  - (2) 監 事 2 年 又 は 任 期 中 の 第 2 回 目 の 通 常 総 会 の 終 結 時 ま だ の い ず れ か 短 い 期 間 。 た だ し、就 任 後 第 2 回 目 の 通 常 総 会 が 2 年 を 過 ぎ て 開 催 さ れ る 場 合 に は そ の 総 会 の 終 結 時 まで 任 期 を 伸 長 す る。
- 2 補 欠 の た め 選 挙 さ れ た 役 員 の 任 期 は、そ の 前 任 者 の 残 在 期 間 と す る。
  - 3 理 事、又 は 監 事 の 全 員 が 任 期 満 了 前 に 退 任 し た 場 合 に お い て、新 た に 選 出 さ れ た 役 員 の 任 期 は、第 1 項 に 規 定 す る 任 期 と す る。
  - 4 任 期 の 満 了 又 は 辞 任 に よ っ て 退 任 し た 役 員 は、そ の 退 任 に よ り、前 条 に 定 め た 理 事 又 は 監 事 の 定 数 の 下 限 の 員 数 を 欠 く こ と と な っ た 場 合 に は、新 た に 選 出 さ れ た 役 員 が 就 任 す る ま で な お 役 員 と し て の 職 務 を 行 う。

### (員 外 役 員)

第 29 条 本 組 合 の 役 員 の う ち、組 合 員 又 は 組 合 員 た る 法 人 の 役 員 で な い も の は、理 事 に つ い て は 1 人、監 事 に つ い て は 1 人 を こ え て は な ら ない。

### (理 事 長、副 理 事 長 及 び 専 務 理 事 の 選 出)

第 30 条 理 事 の う ち 1 人 を 理 事 長、2 人 を 副 理 事 長、1 人 を 専 務 理 事 と し、理 事 会 に お い て 選 出 す る。

### (代 表 理 事 の 職 務)

第 31 条 理 事 長 を 代 表 理 事 と す る。

- 2 理 事 長 は、本 組 合 の 業 務 に 関 す る 一 切 の 裁 判 上 又 は 裁 判 外 の 行 為 を す る 権 限 を 有 し、本 組 合 を 代 表 し、本 組 合 の 業 務 を 執 行 す る。
- 3 任 期 の 満 了 又 は 辞 任 に よ り 退 任 し た 理 事 長 は、新 た に 選 任 さ れ た 理 事 長 が 就 任 す る ま だ、な お 理 事 長 と し て の 権 利 義 務 を 有 す る。
- 4 本 組 合 は、理 事 長 そ の 他 の 代 理 人 が、そ の 職 務 を 行 う 際、他 人 に 加 え た 損 害 を 賠 償 す る 責 任 を 有 す る。
- 5 理 事 長 の 代 表 権 に 加 え た 制 限 は 善 意 の 第 三 者 に 対 抗 で き ない。
- 6 理 事 長 は、総 会 の 議 決 に よ っ て 禁 止 さ れ ない と き に 限 り 特 定 の 行 為 の 代 理 を 他 人 に 委 任 す る こ と が で き る。
- 7 本 組 合 は、代 表 理 事 以 外 の 理 事 に 副 理 事 長 そ の 他 組 合 を 代 表 す る 権 限 を 有 す る も の と 認 め ら れ る 名 称 を 付 し た 場 合 に は、当 該 理 事 が し た 行 為 に つ い て、

善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

第 32 条 監事はいつも会計の帳簿及び書類の閲覧もしくは謄写をし又は理事に対し会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行うために特に必要があるときは、組合業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員 の 忠実義務)

第 33 条 理事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員 の 選挙)

第 34 条 役員は総会において選挙する。

2 役員 の 選挙は、単記無記名投票によって行う。

3 有効投票の多数を得たる者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

4 第 2 項の規定にかかわらず役員 の 選挙は出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。

5 指名推選の方法により役員 の 選挙を行なう場合における被指名人の選定はその総会において選任された選考委員が行なう。

6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(役員 の 報酬)

第 35 条 役員に対する報酬は、総会において定める。

(顧問)

第 36 条 本組合に顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のあるもののうちから、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。

(職員)

第 37 条 本組合に参事、事務局長及び会計主任を置くことができる。

2 参事、事務局長及び会計主任の選任並びに解任は、理事会において決する。

第 38 条 本組合に、参事、事務局長及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

(職員退職給与積立金)

第 39 条 本組合は職員が退職するときは、職員退職給与規程の定めるところにより、これらの者に対し退職手当を支給する。

2 本組合は職員退職給与規程の定めるところにより、毎事業年度退職給与積

立金を積立てする。

## 第 5 章 総 会

### (総会の招集)

第 40 条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、臨時総会は必要があるときは、いつでも理事会の議決を経て、理事長が招集する。

### (総会招集の手続)

第 41 条 総会の招集は、会日の 10 日前までに到着するように会議の目的たる事項及びその内容ならびに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

- 2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所）に宛てて行う。
- 3 第 1 項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。
- 4 本組合は、希望する組合員に対しては、第 1 項の規定による総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。
- 5 前項の通知については、第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。この場合において、第 2 項中「総会招集通知の発出は」とあるのは「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所（電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。
- 6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める（以下同じ。）。
- 7 第 1 項の規定にかかわらず、本組合は、組合員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。

### (総会の議決事項)

第 42 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更及び廃止
- (3) 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
- (4) 毎事業年度における借入金の最高限度
- (5) 役員報酬
- (6) 事業報告書、財産目録、貸借照表、損益計算書、剰余金処分(案)及び損失処理(案)
- (7) 固定資産の取得又は処分に関する事項
- (8) 系統団体の設立発起人となり又は設立準備会の議事に同意すること

- (9) 組合、又は他の団体への加入、及び組合又は他の団体からの脱退
- (10) その他理事会において必要と認める事項

(議決権又は選挙権の行使)

- 第 43 条 総会は、組合員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開いて議決することができない。この場合において、第 47 条の規定により書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行なう者はこれを出席者とみなす。
- 2 前項に規定する組合員の出席がないときは、理事又は監事は 20 日以内に更に総会を招集しなければならない。この場合には第 47 条の各号の事項を除き前項の規定にかかわらず議事を開き議決することができる。

(緊急議案)

- 第 44 条 総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の 3 分の 2 以上の同意を得たときに限り、第 41 条第 1 項の規定により、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の定足数)

- 第 45 条 総会の議事は出席した組合員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 議長は、総会において、総会に出席した組合員の中から組合員がこれを選任する。
  - 3 議長は、組合員として、総会の議決に加わる権利を有しない。

(特別議決事項)

- 第 46 条 次の事項は組合員の半数以上が出席しその議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。
- (1) 定款の変更
  - (2) 組合の解散及び合併
  - (3) 組合員の除名

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

- 第 47 条 組合員は、第 41 条第 1 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は、選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。
- 2 代理人が代理することができる組合員の数は 2 人以内とする。
  - 3 組合員は、第 1 項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。
  - 4 代理人は代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

(総会の議事録)

第48条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 組合員数及び出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
- (10) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

## 第 6 章 理 事 会

(理事会の招集権者)

第49条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(理事会の招集手続)

第 50 条 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

3 本組合は、希望する理事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。

(理事会の決議)

第 51 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、

当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（理事会の議決事項）

第 52 条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

（理事会の議長及び議事録）

第 53 条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。

3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 招集年月日
  - (2) 開催日時及び場所
  - (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
  - (4) 出席理事の氏名
  - (5) 出席監事の氏名
  - (6) 出席組合員の氏名
  - (7) 議長の氏名
  - (8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
  - (9) 議事経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
  - (10) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要
  - (11) 組合と取引をした理事の報告の内容の概要
- ① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求による理事の請求を受けて招集されたものである場合
  - ② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合
  - ③ 組合員の請求を受けて招集されたものである場合
  - ④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合。

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

- (1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに

限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

- ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした理事の氏名
- ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(2)理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項

- ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- ② 理事会への報告を要しないものとされた日
- ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(委員会)

第54条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

## 第 7 章 会 計

(事業年度)

第55条 本組合の事業年度は1年とし、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わるものとする。

(法定利益準備金)

第56条 本組合は出資総額の2分の1に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を準備金として積立てるものとする。

2 加入金、過剰金及び第17条第2項の規定によって払戻をしない金額は、準備金に繰入れるものとする。

(資本準備金)

第57条 本組合は、加入金、増口金および減資差益(第17条第2項の規定によって払いもどしをしない金額を含む)は資本準備金として積立てるものとする。

(特別積立金)

第58条 本組合は毎事業年度の剰余金の7分の1以上を特別積立金として積立てるものとする。

2 特別積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし総会の決議により臨時緊急の費用に充てることことができる。

(法定繰越金)

第59条 本組合は第2条第10号の事業の費用に充てるため毎事業年度の剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰越すものとする。

(配当又は繰越し)

第 60 条 毎事業年度の利益剰余金（毎事業年度末決算において総益金から総損金を控除した金額）に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したものから、第56条の規定による法定利益準備金、第58条の規定による特別積立金及び前条の規定による法定繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

第 61 条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年1割を超えないものとする。

3 配当金の計算については、第25条第2項（持分）の規定を準用する。

(損失金の処理)

第 62 条 損失金のおてん補は、第58条の規定により特別積立金、第56条の規定による準備金の順序に従ってするものとする。

## 附 則

- (1) この定款は認可のあった日から施行する。
- (2) 設立当時の役員の任期は第28条の規定にかかわらず昭和47年3月31日とする
- (3) 設立当時の事業年度は第55条（事業年度）の規定にかかわらずこの組合の設立の日に始まり昭和47年3月31日に終わるものとする。

昭和46年5月15日	認 可	行政主席
昭和60年1月19日	改正認可	県 知 事
昭和63年6月17日	改正認可	県 知 事
平成15年6月13日	改正認可	県 知 事
平成19年6月19日	改正認可	県 知 事